

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	11	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	20の6-2	不利益処分の種類	販売業者等に対する基準適合命令	
高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (販売の方法) 第20条の6 販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて高圧ガスの販売をしなければならない。 <u>2 都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従つて高圧ガスの販売をすべきことを命ずることができる。</u>  [参考条文] (1)一般高圧ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第53号) 第40条 (2)液化石油ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第52号) 第41条 (3)冷凍保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第51号)						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定